

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金195,410円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年8月12日

(2) 事故発生場所

倉吉市西倉吉町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、小型乗用自動車で沿道の店舗から一般県道仙隱岡田線に進入しようとした際、歩道内の側溝のふたが壊れ、当該ふたに接触した同車両が破損したものである。